

文部科学省改革実行本部の設置について

平成 31 年 4 月 1 日
文部科学大臣決定
令和 4 年 〇 月 〇 日一部改訂

1. 趣旨

「文部科学省創生実行計画」（平成 31 年 3 月 29 日文部科学大臣決定）に係る取組の進捗を管理し、取組効果を検証する等、不断の改革を推進するため、文部科学省改革実行本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 任務

- 「文部科学省創生実行計画」に係る取組の進捗管理、取組効果の検証
- 文部科学省創生に向けた取組の支援や追加的な取組の検討
- その他必要があると認められる事項

3. 構成員

別紙のとおり

4. 庶務

本部の庶務は、大臣官房人事課、総務課、会計課及び政策課の協力を得て、省改革推進・コンプライアンス室が処理する。

5. その他

- ・上記構成員の他、必要な者を構成員に加えることができる。
- ・本部の議事及び検討資料は、原則として非公開とし、議事要旨及び配布資料は原則として公表する。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、議事要旨及び配布資料の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
- ・この他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

文部科学省改革実行本部構成員名簿

本部長 : 文部科学大臣

文部科学副大臣

文部科学大臣政務官

文部科学事務次官

文部科学審議官

大臣官房長

事務局長 : 大臣官房総括審議官

大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官

大臣官房文教施設企画・防災部長

総合教育政策局長

初等中等教育局長

高等教育局長

高等教育局私学部長

科学技術・学術政策局長

研究振興局長

研究開発局長

国際統括官

スポーツ庁次長

文化庁次長

国立教育政策研究所長

科学技術・学術政策研究所長

[内閣官房教育未来創造会議担当室長](#)

※上記以外の事務方関係官は、議題に応じて出席